

令和 8 ・ 9 年度

入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり

登録部門（建設工事）

太田市 総務部 契約検査課

I 令和8・9年度の入札参加資格審査申請（随時申請）について

太田市が発注する建設工事の入札に参加する者は、入札参加の資格審査を受け、工事種類ごとに資格を有すると認定された者でなければなりません。

平成18年1月から「ぐんま電子入札共同システム」の稼働に伴い、入札参加資格審査申請はインターネットを利用した電子申請となっています。

※「ぐんま電子入札共同システム」とは、群馬県と県内12市14町5村4団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格審査申請の利便性向上を図るために、「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」を設置し、共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。なお、システムを共同利用している団体は下のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体（令和8年4月現在）				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬭恋村
草津町	高山村	東吾妻町	片品村	昭和村
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町
大泉町	邑楽町			
群馬東部水道企業団	群馬県住宅供給公社		群馬県建設技術センター	
吾妻環境施設組合				

※群馬東部水道企業団は太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の3市5町の水道事業を統合して実施する一部事務組合

※申請に係る個別添付書類については、各団体により取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に確認してください。

令和8・9年度の太田市が発注する建設工事に関する一般競争入札及び指名競争入札への参加資格の認定を希望する方は、次の手続きに従って申請を行って下さい。

申請することができる者

次の4点を満たしていることが必要です。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 申請日時時点で有効かつ、申請受理日時時点で有効な建設業法第27条の29第1項による総合評定値の通知を受けていること。（入札参加資格審査における審査基準日は申請日の属する月の1日とし、有効な通知が複数ある場合は最新のもので審査を行います。）
- (3) 本申請で求める納付すべき税を完納していること
- (4) 審査基準日（申請日の属する月の1日）時点で、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。（当該保険に加入義務のない者を除く。）

※ 今回の申請で認定された場合であっても、資格の有効期間中において(1)(2)のいずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することはできなくなります。

申請にあたっての注意事項

- (1) 基準日 申請日の属する月の1日です。
- (2) 申請にあたっては、「本しおり」及び「建設工事入札参加資格申請入力の手引き（令和8・9年度随時申請）」を熟読のうえ、項目の申請漏れや誤り等のないように十分に注意してください。
- (3) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載し、入札参加資格の認定を受けた者はその資格を取り消します。
- (4) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支社等）単位での申請は受け付けません。

入札、契約について、営業所、支社等に委任することができますが、委任できるのは、建設業法上、営業所登録されている営業所のみです。システム内の「営業所情報登録」において委任先となる営業所、支社等を登録したうえで「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。

なお、委任する場合は、入札参加を希望する団体へ別途委任通知書を送付してください。

- (5) 例外（合併、事業譲渡など）を除き、入札参加資格者名簿の有効期間中は、入札参加資格審査を一度受けた業種について、原則として、新たな経営事項審査結果及び主観数値の取得に伴う再申請は行えないものとし、**資格認定日から令和9年度末までの間、経審点や格付けの変更は行いません。**

このことを踏まえ、定期申請で適確な申請を行ってください。

- (6) **太田市小規模契約希望者登録との重複登録はできませんのでご注意ください。**

なお、太田市小規模契約希望者登録については、太田市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1854.html>

定期申請後の再申請等における留意事項

次のような再申請は、不公平とならないよう、下記のとおり対応します。

- (1) 定期申請時に、完成工事高を一式工事や関連の専門工事に合算した業種を、業種追加申請受付期間に追加申請した場合
 - ※ 業種追加は認定しますが、合算先の一式工事、専門工事、及び合算元の専門工事について、定期申請時と業種追加申請時のそれぞれの審査基準日に有効な経営事項審査結果を比較して、低い方の審査結果を採用し、格付けを行います。
- (2) 申請により入札参加資格者名簿から自社を全て削除し、資格再取得のために随時新規申請を行った場合
 - ※ 定期申請時と同じ経営事項審査結果を採用して格付けを行います。同時に業種追加しようとした場合は、当該業種を不認定とします。業種の追加は、正規の申請受付期間に申請してください。
- (3) 定期申請時に認定を受けた業種の一部を入札参加資格者名簿から一旦削除し、正規の申請受付期間に改めて業種追加申請した場合
 - ※ 業種追加は認定しますが、定期申請時と同じ経営事項審査結果等を採用して格付けを行います。
- (4) その他
 - 上記の場合以外でも、不公平が生じる申請が行われた場合は、格付けが上がる対応は行いません。

1 申請にあたって

(1) 申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から、電子申請を行い、添付書類を郵送していただきます。

申請に当たり、ICカード、カードリーダーは必要ありません。

（ぐんま電子入札共同システムポータルサイト：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）

ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。

詳細は、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトでご確認下さい。

・ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/setup.html>

(2) 受付期間

令和8年4月1日(水)から(土・日・祝日等は除く)

【問い合わせ受付時間】9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

【システム稼働時間】9:00～20:00

申請は、インターネットでの申請作業を行い、続いて添付資料を郵送してください。
添付書類が届いて初めて有効になります。添付書類を郵送する際は、インターネットでの申請作業後に印刷できる「添付書類送付票」必ず同封してください。

(3) 資格の有効期間

資格認定日～令和10年3月31日まで

※ 5頁で説明する「申請受理通知」が15日までにメールで送信され、かつ個別添付書類が15日までに到着し不備がない場合、送信された月の翌月1日が認定予定日になります。

(4) 審査の結果

入札参加資格の認定通知は、申請時に登録していただいたメールアドレスあてに送信されます。

※ 紙の認定通知は発行されません。

※ 認定内容は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「入札情報公開システム」から確認することができます。

(5) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。なお公開される情報は、以下のとおりです。

1. 本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称/法人番号・代表者氏名・郵便番号所在地・電話番号)
2. 工種
3. 格付等級
4. 客観数値、主観数値及び総合数値

(6) 問い合わせ先

この申請に関し不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

・入札参加資格審査、太田市の個別添付書類に関して

太田市役所 総務部契約検査課契約係 (TEL 0276-47-1817)

・電子申請の方法、共通添付書類(群馬県CALS/EC市町村推進協議会提出書類)に関して
ヘルプデスク (TEL 0120-511-306) 【フリーダイヤル】

※ ご利用の際は、こちら <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html> もご覧ください。

2 申請の手順

(1) 申請の単位

申請は、法人（個人）単位です。支社・支店・営業所・事業部門等の間で事前に調整を行って、二重申請とならないように注意してください。

(2) 申請の流れ

申請に当たっては、次の順序で手続を進めてください。

申請を行う際は、別に用意する「建設工事競争入札参加資格申請入力の手引き（令和8・9年度随時申請）」をご覧ください、入力間違いがないよう気を付けてください。

- ・入札参加資格申請を初めて行う業者の方及び平成19年度以前に入札参加資格の認定があった業者の方
→「1 予備登録を行う」からの作業となります
- ・平成20～令和7年度に入札参加資格の認定を受けていた業者の方
→「2 本登録を行う」からの作業となります

1 予備登録を行う

「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録」から登録をしてください。

→入力していただいたメールアドレスあてに「ID・パスワード通知」メールが送信されます。

※ 予備登録時点では申請業者の方が入力をしてください。

2 本登録を行う

「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン」から申請してください。

申請に当たっては、受付番号・ユーザID・入札参加資格申請用パスワードを使用します。

※ 既にログインをしたことがある方でも、パスワードの有効期限は6カ月となっていますので、有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。

※ パスワードが不明な方や紛失した方は、システム上から「ID・パスワード再発行依頼」の手続を行ってください。その際は、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要です。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」をお送りください。

(様式はこちらから

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/password-reissue.doc>

ダウンロードできます。)

→本登録が完了すると、申請時に登録したメールアドレスあてに協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。

3 添付書類を郵送する

本登録申請が完了しましたら、添付書類を郵送してください。

添付書類には「共通添付書類」と「個別添付書類」があります。

添付書類は期限までに到着するよう速やかに郵送してください。

※ 郵送する添付書類については、次項の「3 添付書類について」をご覧ください。

※ 申請内容等に誤りがあった場合などには、お問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

4 本登録の内容の審査（※協議会が行う作業です）

本登録された内容と、添付書類の内容などを協議会が審査します。添付書類に不足がなく、申請の内容と添付書類の内容に不一致がない場合は、申請を受理します。

→協議会が申請の受理を行うと、申請時に登録いただいたメールアドレスあてに協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。

→添付書類に不足があった場合、申請内容と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留します。申請の受理が保留された場合は、申請時に登録いただいたメールアドレスあてに協議会から「修正指示通知」メールが送信されますので、不足する書類の送付又は申請内容の修正を行ってください。

5 入札参加資格申請の認定（※各団体が行う作業です）

申請の受理が完了すると、申請のデータが各団体に送信されます。申請の内容を各団体において確認し、入札参加資格の認定作業を行います。

→入札参加資格の認定作業が完了すると、申請時に登録いただいたメールアドレスあてに各団体から「資格審査結果通知」メールが送信されます。

※ 紙の認定通知は発行されません。

3 添付書類について

(1) 添付書類の提出方法等

添付書類は共通添付書類と個別添付書類の2種類があります。
詳細については、以下をご覧ください。

<共通添付書類>

共通添付書類とは、各団体が共通で必要としている書類です。
複数の団体に申請しても、書類の提出は1部だけで結構です。

1 提出時期

本登録完了後に提出してください。

2 提出に当たって

証明書等の原本以外の全ての書類をA4サイズにし、送付票に記載された順に並べ、左上一カ所をホチキス等で留めてください。

3 送付先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県県土整備部建設企画課内
群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会 あて

※ 郵送の際には、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留等で送付してください。なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

<個別添付書類>

個別添付書類とは、太田市が個別に必要なとしている書類で、送付先は太田市となります。

以下は、太田市の個別添付書類の説明となります。

太田市以外の個別添付書類については、各団体へ確認してください。

1 太田市の個別添付書類

○個別添付書類送付票（インターネットによる申請完了時に印刷されたもの）

○委任状（契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出）

○営業所等の写真（太田市内に所在する営業所等に契約等の権限を委任する場合のみ提出）

○関連業者報告書（太田市入札参加資格者（建設工事）に関連業者がある場合のみ提出）

○技術職員名簿（太田市内に本店を有する業者（個人事業主を含む）又は、入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を太田市内に有する業者の方のみ提出）

2 提出時期及び期限

提出時期：本登録申請入力後に提出してください。

3 送付先

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 総務部契約検査課 入札参加資格申請担当 あて

※ 持参又は郵送してください。なお、郵送の際には、「建設工事入札参加資格審査申請個別添付書類在中」と朱書きで明記し、收受トラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留等で送付してください。

<その他>

提出された申請書類（切手も含む）は返却できませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも添付書類に関する詳細な情報が掲載されていますので、ご確認ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/teiki_08.html

(2) 共通添付書類について（個別添付書類とは別に送付してください）

共通書類に関する詳細な情報は、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内の共通添付書類のページにアクセスしていただき、ご確認ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Manual/08_teiki_tempu_kouji.pdf

※ 太田市に所在する場合、市町村税の納税証明書は「太田市税完納照合票」（手数料無料）を使用してください。様式は太田市ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1861.html>

(3) 個別添付書類について（太田市の個別添付書類）

太田市の個別添付書類

綴り方：全ての書類をA4サイズにし、表紙として「個別添付書類送付票」を、その下に書類（該当する書類のみ）をまとめ、左上一カ所をホチキス等で留めてください

※ 個別添付書類の各様式については太田市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1861.html>

※ なお、下記の1～4の書類について該当が無い場合は、書類を提出する必要はありません。（個別添付書類送付票のみを提出する必要もありません）

「個別添付書類送付票」

※ 様式は、競争入札参加資格申請受付システムにて申請が完了すると、太田市への個別添付書類送付票を印刷することができます。

1 委任状 契約等の権限を代理人に委任する場合のみ

※ 1 委任期間は申請日から令和10年3月31日までとしてください。

※ 2 太田市との契約等の権限を、代表取締役等の代表者から支店長や営業所長へ委任する場合に提出してください。（権限を受任できる者は1名です）

2 営業所等の写真 太田市内に所在する営業所等に契約等の権限を委任する場合のみ

※ 1 営業所等の写真（3ヶ月以内に撮影）3枚を所定の様式に貼って提出してください。

※ 2 写真は、①建物の全景、②事務所の入口部分、③事務所内部の3枚を貼付してください。

3 関連業者報告書 太田市入札参加資格者（建設工事）に関連業者がある場合のみ

※ 関連業者とは

- ①会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合、又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- ②一方の会社の会社法人上の役員（以下、「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合、又は、一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- ③「その他 特別な提携関係」欄には①及び②に準ずる関係のある会社を記載してください。

4 技術職員名簿

太田市内に本店を有する業者（個人事業主を含む）又は、入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を太田市内に有する業者の方のみ提出

※1 次の内容を再度確認のうえ、作成してください。

- ・建設業に従事する職員のうち、有資格者であること。
- ・この名簿の提出時点で直接的（在籍出向者や派遣社員は含まれない。）かつ恒常的（3ヶ月以上継続して雇用）な雇用関係にあること。

本登録時にシステム内の指定場所に添付した電子ファイル様式ではなく、太田市所定の様式に記載して提出してください。

※2 記載内容に変更が生じた場合、本様式によりその変更申請してください。

※令和8年4月1日以降に提出してください。

4 環境配慮同意

太田市では、消費型社会から循環型社会に適した経営を推進するため、「環境マネジメントシステム」に基づく環境配慮活動に取り組むなど、太田市環境基本計画を中心とする環境に配慮した社会の実現を目指しています。

そこで、本市の請負工事・業務委託・物品納入等により関わりをもたれる事業所及び個人事業主の皆様にも、本市の環境配慮に向けた『太田市環境物品等調達方針』をご理解いただいた上でご協力くださるようお願いいたします。

※ この環境配慮に関する方針に同意していただくことは、太田市への競争入札参加資格要件となります。「ぐんま電子入札共同システム」による申請の中では「環境配慮区分」欄はありませんが、太田市に申請登録したことで、「環境配慮同意」したものとみなします。

※詳しい内容は、次のサイトを参照してください。

『環境配慮同意』

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1015622.html>

『太田市環境物品等調達方針』

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1015829.html>

II 入札参加資格審査申請事項の変更

本市への入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下の指示に従って、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

1 変更手続きの方法

(1) インターネットを利用し、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から資格申請データの修正を行います。

なお、変更の受付は令和8年4月1日から開始いたします。

(ぐんま電子入札共同システムポータルサイト：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

※「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

(2) 資格申請データ修正後、ヘルプデスク宛に変更内容（商号、変更箇所）をメールで連絡してください。（ヘルプデスクメールアドレス gunma-help@efftis.jp）

2 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

(1) 本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

・共通添付書類：登記事項証明書（原本又は写し）

建設業許可変更届出書（様式台二十二号の二 第一面）等で許可行政庁の受付印が押印されたもの（写し）

納税証明書（群馬県税）（該当がある場合 ※1）

・個別添付書類：委任状（該当がある場合 ※2）

※1 納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、新たに群馬県に移転した場合です。

例1：本店が東京都から群馬県に移転した場合、群馬県の納税証明書が必要

例2：本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合、納税証明書は不要

※ぐんま電子入札共同システム共同利用参加団体にも申請している方は、上記と同様に市町村の納税証明書（完納証明書）が必要となります。

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(2) 委任する営業所の代表者の変更があった場合又は名称が変更になった場合

共通添付書類：建設業許可変更届出書（様式台二十二号の二 第一面）等で許可行政庁の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

・個別添付書類：委任状（該当がある場合 ※）

※既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(3) 委任する営業所の所在地の変更があった場合又は委任する営業所を追加する場合

・共通添付書類：建設業許可変更届出書（様式台二十二号の二 第一面）等で許可行政庁の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

納税証明書（群馬県税）（該当がある場合 ※3）

営業所一覧表

・個別添付書類：委任状

営業所等の写真（太田市内に所在する営業所等に契約等の権限を委任する場合のみ提出）

※3 納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が群馬県以外の都道府県から群馬県になった場合（例1）と、新たに追加する委任先営業所が群馬県に所在するとき（例2）となります。

例1：本店が東京都で委任先営業所を埼玉県から群馬県の営業所に変更した場合、群馬県税の納税証明書が必要

例2：本店が東京都で新たに群馬県の営業所を委任先営業所とした場合、群馬県税の納税証明書が必要

例3：本店が東京都で群馬県高崎市の営業所を委任先営業所に指定していて、群馬県太田市の委任先営業所を新たに追加する場合、群馬県税の納税証明書は不要

※ **ぐんま電子入札共同システム共同利用参加団体にも申請している方は、上記と同様に市町村の納税証明書（完納証明書）が必要となります。**
（所在地が太田市の場合は、「太田市税完納照合票」をご使用ください。）

以下（4）、（5）の変更については、「競争入札参加資格申請受付システム上の操作は必要ありません。下記個別添付書類を太田市へご提出ください。

（4）関連業者に変更があった場合

個別添付書類：関連業者報告書（太田市様式）※該当がある場合

（5）技術職員名簿に変更があった場合

個別添付書類：技術職員名簿（太田市様式）

※個別添付書類の様式については、太田市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1861.html>

3 提出方法等

（1）共通添付書類の提出方法

綴り方は、証明書等の原本以外の書類をA4サイズにし、次の1～2の順序にまとめ、左上一カ所をホチキス等で留めて、下記宛先に提出してください。

- 1 共通添付書類送付票
- 2 変更事項により提出が必要となった共通添付書類

<共通添付書類の提出先>

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県県土整備部建設企画課内
群馬県CALS/EC市町村推進協議会 あて

※ 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留で送付してください。
なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

（2）個別添付書類の提出方法

変更事項により、個別添付書類の提出が必要となった場合は、下記宛先に提出してください。

<個別添付書類の提出先>

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
太田市役所 総務部契約検査課 入札参加資格申請担当 あて

※ 持参又は郵送してください。郵送の際には、「建設工事入札参加資格審査申請(変更)個別添付書類在中」と朱書きで明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため必ず簡易書留等で送付してください。

4 問い合わせ先

この申請に関し不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

- 入札参加資格審査、太田市の個別添付書類に関して
太田市役所 総務部契約検査課契約係 (TEL 0276-47-1817)
 - 電子申請の方法、共通添付書類に関して
ヘルプデスク (TEL 0120-511-306) 【フリーダイヤル】
- ※ ご利用の際は、こちら <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html> もご覧ください。